

2021年6月14日

株 主 各 位

松江市朝日町 484 番地 19
株式会社 島 根 銀 行
代表取締役 鈴 木 良 夫

「第 171 期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

2021年6月3日付にてご送付申し上げました当行「第 171 期定時株主総会招集ご通知」の記載事項を一部修正することといたしましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり変更させていただきます。

記

【修正箇所】（修正箇所には2重下線を付しております。）

46 ページから 49 ページ「株主総会参考書類 第 3 号議案 取締役および監査役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件」※修正箇所は 46 ページ及び 48 ページが該当いたします。

修正前	修正後
<p>第 3 号議案 取締役および監査役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件</p> <p>1. 提案の理由及びこれを相当とする理由</p> <p><略></p> <p>本議案は、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額 <u>6,600</u> 万以内（うち社外取締役分として年額 <u>400</u> 万円以内）、監査役の報酬額（年額 <u>800</u> 万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当行の取締役等に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記 2. の枠内で、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任頂きたいと存じます。</p> <p><略></p> <p>2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容</p> <p><略></p>	<p>第 3 号議案 取締役および監査役に対する株式報酬制度に係る報酬枠再設定の件</p> <p>1. 提案の理由及びこれを相当とする理由</p> <p><略></p> <p>本議案は、2018年6月26日開催の第168期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額 <u>10,800</u> 万以内（うち社外取締役分として年額 <u>600</u> 万円以内）、監査役の報酬額（年額 <u>2,160</u> 万円以内）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当行の取締役等に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記 2. の枠内で、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任頂きたいと存じます。</p> <p><略></p> <p>2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容</p> <p><略></p>

<p>(5) 本信託による当行株式の取得方法及び取得株式数</p> <p>本信託による当行株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり104,000ポイントであるため、<u>各対象期間</u>について本信託が取得する当行株式数の上限は104,000株となります。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>	<p>(5) 本信託による当行株式の取得方法及び取得株式数</p> <p>本信託による当行株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり104,000ポイントであるため、<u>1事業年度</u>について本信託が取得する当行株式数の上限は104,000株となります。</p> <p style="text-align: center;"><略></p>
---	---

以 上